

2013年度 政策・制度要請 埼玉県回答(8分野 17項目)

回答評価 ○：前進 △：一部前進 ×：前進せず 今後の方向性 A：完了 B：継続・再検討 C：断念

- －A：完結
- －B：前進はしているものの今後引き続き新たな要素等をふまえ再要請を検討。
- △－B：一部の前進は見られるものの引き続き施策の進捗状況を見極めつつ再要請。
- △－C：一定の前進があると判断するが現状では実現性が乏しい。
- ×－B：新たな視点と切り口から再検討が必要。
- ×－C：現状では無理と判断。

○－A：2項目 ○－B：4項目 △－B：10項目 △－C：0項目 ×－B：1項目 ×－C：0項目

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>I. 総合経済・産業政策</p> <p>1. 公契約の下で働く労働者の公正な労働条件の確保と、住民の福祉の増進に寄与することを目的として、公契約条例を制定すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>厳しい財政状況を背景とした公契約のコストダウン要請と受注のための過当競争が相まって、受注価格の低下が続き、結果として労働者の賃金等の労働条件の著しい低下を招いている。このことが公共サービスの質の低下の懸念を惹起すると同時に、さらなる価格の低下を招くという悪循環が生じている。</p> <p>このような状況を打開し、公共サービスの質の確</p>	<p>総務部、産業労働部、会計管理者</p> <p>本県が民間事業者と契約（公契約）を締結して行う業務については、成果の適正な品質を確保するとともに、適正な契約価格により限られた財源を効率的に活用することが重要であると考えております。</p> <p>契約締結の前提となる入札については、手続の透明性、競争性を確保するとともに、公契約の当事者として適切であるよう、落札業者において各種法令を遵守していることが必要であるとと考えております。</p> <p>また、成果の品質の低下や下請業者等へのしわ寄せが生じないよう、公共工事や庁舎の維持管理業務においては、最低制</p>	<p>×－B</p> <p>公契約条例についての認識に大きなズレがあり、再要請が必要。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>保、さらには地域における適正な賃金水準の確保、地域経済の活性化をすすめていくためには、自治体における契約・発注の在り方について問い直し、安定した企業経営と雇用の下に労働者の賃金・労働条件の改善が不可欠である。</p> <p>2. NPO・コミュニティビジネス等のいわゆる社会的企業に対する支援を拡充すること。とりわけ、コンサルティング機能や技術商社機能を持つNPOの設立を支援すること。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>今日、NPO等は既に大きな役割を担っており、「地域経済の活性化」、「地域の雇用創出」、「多様な地域ニーズに対応する市民社会づくり」などにおいても、その役割が期待されている。</p> <p>一方、NPOの多くは専任の職員数は限られ、財政面でも行政からの支援等に依存している場合も大きい。こうした中で、事業収入を得るための活動を行うNPO法人もみられ、また、住民主導で地域に必要な事業を行うため、会社組織を立ち上げる例もみられる。</p> <p>強い市民社会をつくるためには、行政のパートナーという立場のNPOを育成する必要がある、このようなNPOを育成するためには、初期の段階から企業経営のプロや行政とともに、官民一体の取り組みが不可欠である。</p>	<p>限価格などを設定し、極端な低価格による契約の防止に努めております。</p> <p>公契約条例の制定については、労働基準法や最低賃金法等の労働関係法令の遵守徹底により対応すべきではないかと考えています。</p> <p>今後とも、埼玉労働局など関係機関と連携し、労働者の賃金や労働条件が適正に確保されるように法令の遵守徹底を図って参ります。</p> <p>県民生活部 共助社会づくり課</p> <p>県では、平成16年度に埼玉県特定非営利活動促進基金（埼玉県NPO基金）を設置し、企業や県民のみなさまからの寄附を原資として、県内の特定非営利活動の支援を目的とした助成事業等を実施しています。</p> <p>助成対象としている分野は、まちづくり、地産地消費・食育、子どもの健全育成、みどりと川の再生、環境保全など多岐にわたり、様々な分野で活躍しているNPOを支援する内容となっています。</p> <p>平成26年度は新規に、地域の課題解決やいわゆる社会的企業を目指すNPOへ、職業で培ったスキルやノウハウ、人生経験を活かして社会貢献したい専門家と、助成金や寄附、融資など活動資金をつなぎ、共助の取組を拡大・強化する「共助の取組マッチング事業」を実施し、支援いたします。</p> <p>また、活動・運営の透明性、資金調達ノウハウの向上を図り、地域の中核となるNPOを育成する事業を支援するなど、NPOの運営面の強化にも力を入れています。</p> <p>今後も、地域課題を解決するため、多様な主体を巻き込んで、自発的・主体的に取り組むNPOを育成し、共助の担い手として県民に信頼されるNPOを増やすための支援を行って</p>	<p>○-A</p> <p>共助社会づくり課の平成26年度新規事業は要請内容と概ね同様と考える。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>II. 雇用労働政策</p> <p>1. 「若者雇用戦略」(2012年6月閣議決定)に盛り込まれた施策を着実に推進するとともに、起業や中小企業への支援などを行い、すべての若者に対して働きがいのある良質な雇用の場を提供するために、「地域キャリア教育支援協議会」を設置すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>「若者雇用戦略」(2012年6月閣議決定)に基づき、2013年度から文部科学省の事業として「地域キャリア教育支援協議会設置促進事業」が実施される。埼玉県においては独自に若年者への様々な施策対応が実施されているが、より先進的な内容として同事業は、地方自治体、学校、労使団体、NPO等が参加し、地域の実情に応じ、学校による就職支援の強化、企業やNPO等による出前授業、職場体験やインターンシップ施策、労働団体等によるワークルール順守の徹底等の労働教育が行なわれる。こうした産学連携教育・共同事業を更に強化すること</p>	<p>きます。</p> <p>産業労働部 産業労働政策課</p> <p>コミュニティビジネス等の社会的企業に対する支援については、創業・ベンチャー支援センター埼玉等での創業支援、制度融資、商店街等の商業団体への支援など、社会的企業に特化したものではありませんが、中小企業者等への支援策の中で実施してまいります。</p> <p>また、コミュニティビジネスの支援制度などの情報提供を引き続きホームページで行ってまいります。</p> <p>教育局 高校教育指導課</p> <p>高校生に対するキャリア教育や就職支援を実施するにあたっては、既に埼玉労働局や県内経済団体などとの連携協力関係を構築しています。</p> <p>また、就職支援アドバイザーなどの外部人材を積極的に受け入れています。</p> <p>このような状況においては、改めて「地域キャリア教育支援協議会」を設置するのではなく、既に行っている連携協力関係をより一層充実することが重要であると考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。</p>	<p>△-B</p> <p>県の取り組みは一定の評価ができるが、労働教育などの分野については再度検討し要請をおこないたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>で、教育の場から労働の場への円滑な接続を行ない、すべての若者に対して働きがいのある良質な雇用の場を創出する必要がある。</p> <p>2. 平成 25 年 4 月 1 日より障がい者の法定雇用率が引き上げられたことから、障がいのある人の雇用をより進めるために、障がいの種別に関わらない雇用率向上の施策を講ずること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>平成 25 年 4 月 1 日より障がい者の法定雇用率が引き上げられた。(民間企業 1.8→2.0%、国・地方公共団体・特殊法人 2.1→2.3%、教育委員会 2.0→2.2%)</p> <p>雇用率の状況をふまえ、ハローワークや特別支援学校と連携して、障がいの種別に限らず、体力面から通常勤務が難しい障がい者の方などの雇用形態を広げ、働く意欲の高い人が活躍できる環境を提供する必要がある。</p>	<p>総務部 人事課</p> <p>今年度の本県知事部局の障害者雇用率は 2.94%ですが、本県は、障害者の雇用の促進を図ると言う趣旨から、目標雇用率として法定雇用率を上回る「3%」という数字を掲げております。</p> <p>障害者雇用の推進につきましては、昭和 53 年度から身体障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しているほか、平成 20 年度からは知的障害者雇用促進モデル事業を開始し、職場実習で良好な勤務実績を収めた実習生を臨時職員として雇用する取り組みを行っています。さらに、平成 23 年度から、試行的ではありますが、障害者の雇用促進を検討するため、知的や精神といった障害の区分を設けない形での臨時職員採用を行っております。</p> <p>これまで採用した職員の勤務状況、適職、他県の状況等について必要に応じて調査を行い、雇用の拡大を検討するなどして、次年度以降に雇用率 3%を回復できるよう取り組んでいきたいと考えております。</p> <p>産業労働部 就業支援課</p> <p>県では、障害者の雇用促進を図るため「障害者雇用サポートセンター」を設置し、障害者雇用を検討する企業等に対する専門的な助言や提案などを行っています。</p> <p>平成 23 年度から「障害者雇用開拓員」を 5 人配置して、法定雇用率を達成していない企業等を直接訪問し、障害者の受け入れを強く働きかけています。</p> <p>今年度は 2 月末現在で 995 社を訪問し、これにより得た求人</p>	<p>○－B</p> <p>法定雇用率の引き上げにおける県の取り組みは評価ができるが、教員の採用などについては志願者の育成など再度検討し要請をおこないたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>情報を元に地域の就労支援機関（市町村障害者就労支援センター）と連携して419人の障害者を本採用に結びつけました。</p> <p>また、今年度は新たに短期雇用体験を企業に働きかける「障害者雇用チャレンジ推進員」を6人配置し、雇用に一步踏み出せない企業の後押しをしています。</p> <p>2月末時点で障害者の雇用経験のない企業などを1,525社訪問し、555人の雇用体験を実施しています。</p> <p>さらに、ジョブコーチを6人配置した埼玉県障害者職場定着支援センターを新設し、企業などへジョブコーチを派遣し、就労している障害者の定着を支援しています。</p> <p>加えて、障害者雇用の促進を着実にを行うため、国、県関係課、就労支援機関、特別支援学校等で構成される「障害者就労支援センター等連絡協議会」を設置し、この中で障害者雇用に関する課題の検討や意見交換等を行い、支援の質の向上に努めています。</p> <p>今後も引き続き、関係機関と緊密な連携の下、障害の種別に関わらない障害者雇用の促進を図ってまいります。</p> <p>教育局 教職員採用課、総務課</p> <p>障害者の採用については、教員採用試験において、障害者特別選考を実施し、1次試験免除としております。また、採用試験において、障害の種別や程度により必要に応じて実技試験の一部を免除したり、試験内容を変更したりするなど配慮しております。</p> <p>本年度実施の障害者特別選考では、これまでで最も多かった昨年度とほぼ同程度の19名が志願しております。</p> <p>教員免許状を所有する障害者が少ない状況ですが、今後も、志願者の確保に努めるとともに、教員としての適性のある方については、採用してまいります。</p> <p>また、教育委員会では、障がいのある方を短時間勤務の非常</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>Ⅲ. 福祉・社会保障政策</p> <p>1. 病院群輪番体制による救急医療体制を充実させ、救急搬送受け入れ拒否をなくすこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>本年1月に埼玉県東部地区で受け入れ拒否(36回)による死亡事故が起きている。2011年埼玉県が救急搬送受け入れ拒否3回以上のケースは、2448件であり東京に次いで全国ワースト2位の件数であった。原因は、医師不足や受け入れベッドの空きがない、処置中などの理由によるものである。埼玉県は、人口に対する医師や看護師の人数が全国と比べて極めて低い状態である。医師不足の解消については、各種施策により徐々にではあるが医師数も増やしていることは理解をしている。早急に医師を増やすにもそれなりに時間がかかることも理解できる。また、タブレット端末による受け入れ病院確保の対応なども新聞記事として話題になってはいるが、少なくとも受け入れ病院が確保出来なければ、この施策の意義も半減すると思われる。従って、空きベッドの確保について地域病院との連携を今まで以上に強化する必要がある。</p>	<p>勤職員として雇用し、教育局等に配置しております。</p> <p>この募集に当たっては、障がいの種別は限定せずに公募しております。今後とも、法定雇用率の早期達成に向けて、教育委員会全体で取り組んでまいります。</p> <p>保健医療部 医療整備課</p> <p>まず、医師の数についてですが、本県のここ10年間の医師増加数2,162人は全国で6番目、増加率25.4%は全国5番目となっており、医師の確保に力を入れてきました。</p> <p>今後も研修医に対する研修資金貸与や県外の医学部に進学する方に対して奨学金貸与を行い、将来、本県医療を担う医師としての育成を図っていきます。</p> <p>また本年度からは、医師不足の病院への医師の誘導や女性医師の復職研修などを行う「埼玉県総合医局機構」を設置して、医師の地域偏在や診療科偏在の解消を図ってまいります。</p> <p>次に、タブレット端末の導入など救急医療情報システムの機能強化では、診療科目ごとの患者の受入可否だけでなく空きベットなどの状況も医療機関に入力してもらいその情報を消防機関に提供することを検討しています。</p> <p>さらに第6次地域保健医療計画においても、救急医療を最も優先的に強化する医療機能の一つと位置付け重点的に増床を行うこととし、増床予定の1,854床のうち776床を救急医療に配分しました。また、増床にあたっては中核的な医療機関と協定を締結し、迅速・確実に傷病者の受け入れ先を確保することとしました。</p> <p>これらの施策を総合的に行うことにより、救急医療体制を充実してまいります。</p>	<p>△-B</p> <p>埼玉県総合医局機構を設置し、医師不足解消や女性医師復職研修等を行っていく取り組みは評価する。</p> <p>しかしながら、人口当たりの勤務医数が全国で最下位であることから、医師の地域偏在や診療科偏在があり、まだまだ救急医療体制が整っているとはいえない。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>2. 介護保険サービスの24時間定期巡回・随時対応サービスが早急に全市町村で実施されるよう普及促進をはかるとともに、介護老人福祉施設を計画的に増設すること。</p> <p><要請の根拠> 厚生労働省の報告によると、全国で平成22年の要介護者数は、この10年間で約2倍の約503万人と増加している。埼玉県のと要介護者数も約22万人であり、全国で8番目に多い県である。一方、介護老人福祉施設は、10万人あたりの施設数で17.9か所と全国でも43番目と少ない状況である。</p> <p>介護施設等に入所出来ない高齢者や介護をする家族等の負担を軽減するためにも県内すべての市町村で普及できるよう事業内容の理解浸透や成功モデルの横展開などが必要である。また、中期の目標として介護老人福祉施設の増設をはかる必要がある。</p>	<p>福祉部 高齢介護課</p> <p>県では、埼玉県5か年計画において、平成28年度末までに全市町村で24時間定期巡回・随時対応サービスを利用できるよう目標を定めております。</p> <p>このため、昨年度はモデル市を指定してサービスの普及に係る課題や解決策等について検討してまいりました。</p> <p>今後ともモデル事業で得られた成果を他の市町村に説明するなどしてサービスの普及に努めてまいります。</p> <p>また、平成24年3月に策定した「第5期埼玉県高齢者支援計画」（計画期間：平成24～26年度）においては、平成26年度末までに介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）を6,852人分増やして、30,613人分整備することを目標としております。</p> <p>この計画は、第4期計画期間中の整備目標数であった、2,629人分の約2.6倍となっています。</p> <p>今後とも在宅サービスの充実とともに、セーフティネットとしての介護老人福祉施設の整備も計画的に推進してまいります。</p>	<p>△－B</p> <p>24時間定期巡回・随時対応サービスについては、1/3以下の市町村しか実施されていない状況にある。また特別養護老人ホームについては、約5000人が毎年待機状態にあることも含め再要請が必要。</p>
<p>3. 産婦人科医ならびに小児科医の充実をはかると</p> <p><要請の根拠> 埼玉県内の秩父地域をはじめ、北部地域では産婦人科医の廃業にともなう産婦人科病院の減少あるいは皆無となり、最寄りの産婦人科へは車で1時間もかかる地域もある。こうした出産にかかわる不安から若年者世帯が流出するきっかけとなり、地域の過疎化に拍車を掛ける一因となっている。このことから、どこの市町村に住んでいても安心して出産な</p>	<p>保健医療部 医療整備課</p> <p>医師確保対策として、産婦人科医及び小児科医を志す研修医や医学生に対して研修資金や奨学金の貸与を行っています。</p> <p>また、埼玉医科大学病院などからの秩父地域の産科医院への医師等の派遣事業及び県立小児医療センターなどからの地域拠点病院への当直用小児科医の派遣事業へ人件費等の助成を行っています。</p> <p>このほか、安心して出産できる体制を維持するため、分娩を取り扱う産科医に対する分娩手当や新生児の診療を担う小児科医に対する新生児救急担当医手当への補助を行い、医師の</p>	<p>△－B</p> <p>埼玉県内の小児科医療・産婦人科医療機関数は減少が続いている。また平成22年度10万人当たりの小児科医は全国で45位、産婦人科医は47位となっている。医師の確保についての施策は</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>らびに小児医療が受けられるための医師、病院等の確保、整備をおこなう必要がある。</p> <p>IV. 交通政策</p> <p>1. 自転車乗車時の交通ルール（罰則も含め）と正しい交通マナーを広く県民に周知徹底を図り事故防止の強化に努めること。また、自転車通学者の多い高校においては、生徒はもちろん、先生および保護者に対しても自転車乗車時の交通ルールの厳守やマナー向上に向けた交通安全指導の取り組みを実施すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>平成24年4月に「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」が施行されているものの、平成25年5月までの自転車の交通事故死者数は全国でワースト1位であり、自転車に関係する事故防止とマナーアップが課題となっている。そこで、埼玉県民に広くこの条例を周知するとともに、自転車通学者の多い高校生および先生・保護者に対し、交通安全意識の向上をはかることを目的に交通安全指導を実施する必要がある。</p>	<p>処遇改善を図っております。</p> <p>引き続き、産科及び小児科の医師の確保や処遇改善を図ってまいります。</p> <p>県民生活部 防犯・交通安全課</p> <p>県では、自転車の利用が盛んで事故も多いことから、自転車利用者の交通ルールの徹底とマナーの向上を目的として「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を昨年4月1日に施行しました。これにより歩行者、自転車、自動車等が共に安全に通行できる地域社会の実現を目指しております。</p> <p>具体的には、条例に基づき「自転車安全利用指導員」を委嘱し、県内各地域や学校で自転車の安全利用の促進を図っています。また、警察、市町村、関係団体と連携して、毎月10日の「自転車安全利用の日」を中心に自転車利用者等に対する指導啓発活動を積極的に実施しております。</p> <p>このほか、各種広報媒体を通じた広報活動、各学校における交通安全教育などを強化し、あらゆる機会を通じて広く県民に、交通ルールの遵守と自転車利用者のマナーの向上に努めてまいります。</p> <p>さらに、平成26年度の新たな施策として、「通勤通学時の自転車利用者に対する交通安全啓発」を強化してまいります。</p> <p>具体的には、駅周辺の自転車駐車場管理者と連携し自転車利用者へ「自転車の安全利用」を呼び掛けるものです。</p> <p>なお、平成25年中の自転車乗用中の人身交通事故件数は、9,888件と前年に比べ、8.9%減少しています。</p> <p>教育局 保健体育課</p> <p>各学校ではこれまでも、安全教育を年間指導計画に位置付</p>	<p>行われているが、病院数の拡大、地域偏在解消も併せて進めていく必要がある。</p> <p>△－B</p> <p>県の取り組み内容は一定の評価ができる。ただし、自転車乗車時のマナーについては課題があり、低学年からの交通教育のあり方や街頭指導など違う視点から再度、要請を検討したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
	<p>け、地域や児童生徒、学校の実態を踏まえ交通安全教育を行ってまいりました。</p> <p>しかし、平成 24 年中の本県高校生の自転車乗車中の死傷者数は 1,372 件であり、平成 23 年中の 1,405 件に比べれば減少しているものの、全国的にはワースト 3 位となっています。</p> <p>そこで、本県教育委員会では、埼玉県警察本部等の協力のもと、平成 24 年度から高校生の自転車乗車時のルールやマナーの向上、事故防止などを目的に「高校生の自転車マナーアップ伝達講習会」を実施しております。</p> <p>この取組は、全ての県立高等学校を対象としており、県内 4 地区で実施する「地区別講習会」に各学校の代表生徒を参加させ、参加した生徒がその講習内容を、自校に戻り、自ら講師役となり生徒に講習内容である「交通事故の恐ろしさ」や「交通ルールを守ることの大切さ」、「交通マナーの必要性」などについて伝達するものです。</p> <p>平成 25 年度については、参加対象を、自転車通学に慣れていない高校 1 年生とし、同世代の生徒から生徒へ直接語りかけることで、より実感のこもった講習を行い、安全意識の向上につなげております。</p> <p>なお、御指摘いただきました教員や保護者に対する取組ですが、教員につきましてはこの伝達講習会に生徒とともに参加しておりますので、今後は、伝達講習会への保護者の参加について、生徒を通じて働きかけてまいります。</p> <p>県教育委員会といたしましては、今後も高校生に対する交通ルールの厳守やマナー向上に向けた取組を充実させ、生徒を加害者にも被害者にもさせないよう、交通事故防止に努めてまいります。</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>V. エネルギー・環境政策</p> <p>再生可能エネルギーの効率化および普及促進のため、以下の施策を講じること。</p> <p>(1) 再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステム等との併用によるエネルギーの供給安定化に向けた取り組みを行なうこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>再生可能エネルギーの利用はエネルギー自給率向上や温室効果ガス排出削減に有効な手段であるが、太陽光発電や風力発電などは発電力の大きな変動が問題となっている。そこで、エネルギーを安定的に供給するために、他の再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステム（燃料電池、コージェネレーション等）との併用をおこなう必要がある。</p> <p>(2) 太陽熱等のエネルギー変換効率の高い再生可能エネルギーを有効利用するために太陽熱パネル等の機器の普及促進に向け、周知ならびに支援を行うこと。</p> <p><要請の根拠></p> <p>太陽熱のエネルギー変換効率は、太陽光発電と比較して約 4～5 倍高いといわれているが利用度はそ</p>	<p>環境部 環境政策課</p> <p>現在、国では、年内を目標にエネルギー基本計画の見直し作業を進めているところです。</p> <p>この見直しの中で、原子力発電所や火力発電所など、これまでの大規模集中型の電源システムだけでなく、太陽光発電や熱電併給であるコージェネレーションシステムなどによる分散型電源システムの導入を進めていくという方針が示されると予想しています。</p> <p>これまで県では、家庭用太陽光発電の導入に取り組んでまいりましたが、今後は国の動向を注視しながら、電力と熱エネルギーの両方を活用することでエネルギー効率を高めるコージェネレーションシステムの導入についても検討してまいりました。</p> <p>平成 26 年度から、家庭用のコージェネレーションシステムであるエネファームの補助を、また産業用で主に中小の食品工場や印刷業、化学工業に対するコージェネレーションシステムの補助制度を創設し、分散型エネルギーシステムの構築を目指します。</p> <p>環境部 環境政策課・温暖化対策課</p> <p>現在、埼玉県では太陽熱をはじめ、地中熱、工場廃熱などの「熱エネルギー」に注目し、産学官連携の研究会「埼玉県再生可能エネルギー普及促進研究会熱エネルギー活用ワーキンググループ」を設置し、取組を検討しております。</p> <p>県が進めているエコタウンプロジェクトについても、民間事業者・本庄市と連携して太陽熱により空調・給湯を行う先進</p>	<p>△－B</p> <p>今年度の補助事業の効果について、推移を見守る必要がある。</p> <p>○－B</p> <p>取り組み状況については、評価できる。なお、ソーラークーリングシステム等の現在おこなわれている施策については、状況を見守る。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>れほど高くはない。また、家庭内で使用されるエネルギーの約 50%は熱エネルギーであり、太陽熱を利用することにより、更なる省エネルギー化を可能にする。過去に比べ最近の太陽熱パネルは、太陽光パネルと形状・重量ともに変わらなくなっている。このことから、太陽熱パネルについても利用促進に向け、県民に広く周知するとともに設置に向けた支援を行う必要がある。</p> <p>(3)「スマートエネルギーネットワーク」の導入・構築に向けた支援を行うこと。</p> <p>＜要請の根拠＞</p> <p>エネルギーの供給と需要の安定・省エネ化の手法として、個々の家がそれぞれに取り組むだけでなく、地域全体でネットワークを組み統合的に制御する、いわゆる“面”での活用法がある。そこで、分散型エネルギーや再生可能エネルギー、未利用エネルギー（工場の廃熱等）といった多様な熱と電気の発生源を供給側・需要側双方が ICT（情報通信技術）を用いて最適に組み合わせ、地域全体を効率的に制御する「スマートエネルギーネットワーク」の導入・構築に向けた支援が必要である。</p>	<p>設備「ソーラークーリングシステム」を導入する予定です。この取組により、エネルギー変換効率の高い太陽熱利用の有効性について周知してまいります。</p> <p>また、埼玉県は、九都県市首脳会議環境問題対策委員会において、太陽熱をはじめとした再生可能エネルギーの普及啓発のためのセミナー開催、各種媒体での情報発信等に取り組んでいます。</p> <p>今年度は、太陽熱利用推進の動画を作成しており、趣旨に賛同いただける業界団体及び企業等の協力をいただきながら、より効果的な普及啓発・情報発信ができるように努めているところです。</p> <p>環境部 環境政策課</p> <p>電力と熱エネルギーを、ICT技術等を活用して面的利用する「スマートエネルギーネットワーク」は行政のみで実現することは難しく、まずは、エネルギー関連事業者をはじめ、必要な要素技術において強みを持つ複数の事業者と連携し、産学官による検討体制を整えることが必要になります。</p> <p>そのなかで事業主体として核となる事業者を探し、さらには、事業採算性を確保できる新たなビジネスモデルを構築しなければなりません。</p> <p>産学官連携の研究会、熱エネルギー活用ワーキングもその取組の一つであり、最終的な目標として「スマートエネルギーネットワークの構築」を掲げています。</p> <p>また、地域全体で再生可能エネルギーの導入や徹底した省エネルギー化に取り組み、エネルギーの地産地消を進める「埼玉エコタウンプロジェクト」を展開しています。この中で、将来的なスマートエネルギーネットワークの構築をイメージし、既築の住宅街区に太陽光発電パネルやホームエネルギー</p>	<p>△－B</p> <p>電力事業者ならびに電機製造企業との連携で HEMS などの導入を進められている地域もあることから、推進状況を見守る。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>VI. 農林水産政策</p> <p>埼玉県産木を中心とする地域材の利用促進をはかるため、以下の施策を講じること。</p> <p>(1) 埼玉県産木を中心とする地域材の利用拡大に向け「木材利用ポイント」の普及促進をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>地域材の適切な利用により、森林の適正な整備・保全、地球温暖化防止および循環型社会の形成に貢献し、農山漁村地域の振興に資することを目的とした「木材利用ポイント」は、県産木を中心とした地域材利用拡大に大きな効果が見込まれることから、「木材利用ポイント」について周知し、普及促進をはかる必要がある。</p>	<p>マネジメントシステム（HEMS）を導入するなど、家庭部門における再生可能エネルギーの普及と効率的なエネルギー利用の取組を進めています。</p> <p>農林部 森づくり課</p> <p>「木材利用ポイント」は、県産木材を含む国産材の需要拡大に大きな効果が見込まれます。</p> <p>このため、住宅の新築・改築をされる方及びその工事を請け負う住宅施工者に対して、木材利用ポイントの制度と県産木材の流通窓口を周知するため、県ホームページでの制度の紹介や、県政出前講座や関係団体等の会議での説明を継続して行っています。</p> <p>この制度は、国において国産材（地域材）の需要拡大を図るために創設されたものであるため、埼玉県産木材だけを優位に扱うことはできませんが、消費者及び住宅施工者に対して県産木材の利用の意義や良さについて、県及び木材関係団体等のホームページやイベントを通じて広くPRし、木材利用ポイントで県産木材を使用してもらえるよう努めていきます。</p> <p>なお、木材利用ポイント事業は平成 25 年度補正予算で 150 億円が追加され、対象期間も住宅建設の着工が平成 26 年 9 月 30 日までに延長されました。</p> <p>また、県では平成 26 年度から県産木材を 60%以上使用して新築・改築・内装木質化を行う住宅・事務所を対象として、県産木材の使用量に応じた助成を行う事業を創設しました。</p>	<p>○－A</p> <p>要請に対し、取り組みが進められていることを評価する。また、事業予算の補正や、今年度への継続など、評価できる。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(2) 地域材を利用した公共建築物の整備を一層推進しPRに努めること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>地域材の地産地消をめざし、埼玉県内でも県産木を中心とした地域材の公共建築物への活用がなされている。地域材の民間需要を呼び起こすために、県内公共建築物に対し地域材を更に活用するなど、地域材の良さのPRを行なう必要がある。</p>	<p>(参考)</p> <p>【木材利用ポイント事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅工事を行う事業者の登録数（埼玉県内で活動する事業者数） 3,061 事業者[うち県内事業者 1,480] （平成 26 年 3 月 11 日現在） ・木材供給事業者の登録数（埼玉県内に事業所を有する事業体） 342 事業者（平成 26 年 3 月 11 日現在） ・ポイント付与の上限 住宅の新築・改築で 30 万ポイント、内装の木質化で 30 万ポイント <p>【埼玉の木みんなを使って豊かな暮らし応援事業：県 平成 26 年度新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象建物 住宅・事務所・店舗で、木材の 60%以上に県産木材を使用 ・補助単価 17,000 円/m³（さいたま県産木材認証制度での証明木材） <p>※標準的な 30 坪の住宅 1 戸で 20 万円程度の補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上限額 1 戸あたり 34 万円 <p>農林部 森づくり課</p> <p>公共建築物の木造化、木質化について、庁内においては「彩の国木づかい促進連絡協議議会」を平成 8 年度から運用し、県立高校や県営住宅及び公共土木工事等において県産木材の利用拡大を図るとともに、市町村にも県産木材の利用を働きかけてきたところです。</p> <p>平成 22 年 10 月に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」が施行されたことにより、市町村に対して</p>	<p>△－B</p> <p>取り組みが進んでいることに対しては評価できるが、「木材利用の方針」の策定が 23 市町村にとどまっていることから、引き続き取り組みを強化し、県内で</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>(3) 民間での活用が促されるよう供給側と需要側が一体となった安定供給体制の確立をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>戦後復興の中で伐採され、その後植林された森林が、今、伐採時期を迎えており、今後、景気が回復された場合、需要が拡大するものと思われる。地域材を使用した安心・安全な住宅等の供給を円滑にはかるために、供給側と需要側が一体となった地域材の安定供給体制を確立する必要がある。</p>	<p>一層の県産木材の利用促進に向けた、市町村ごとの「木材利用の方針」策定への働きかけを行い、現在 23 市町村で策定されています。</p> <p>これらの取組により、平成 24 年度に県内の公共施設整備等での県産木材利用量は 2,035m³ となり、調査を開始した平成 9 年度の 5.9 倍となっています。</p> <p>今後も引き続き、県や市町村のほか民間の福祉施設や児童施設等に対して、県産木材の利用に対する支援及び働きかけを行うとともに、広く県産木材の P R を行い、民間需要の喚起を図っていきます。</p> <p>農林部 森づくり課</p> <p>県内において、戦後造林された人工林の 7 割強が、住宅資材等に利用できる 46 年生以上となっているため、県産木材の安定供給体制の整備を行っています。</p> <p>山からの丸太生産の高効率化のため、高性能林業機械の導入やオペレーターの養成を継続的に行っています。</p> <p>また、丸太を柱や板材等の住宅資材に効率的に加工・出荷するため、より能力の高い製材施設やプレカット加工施設の整備のための支援を行っています。</p> <p>これらの取組により、県産木材（丸太）の供給量は平成 13 年度の 3 万 4 千 m³ から年々増加して、平成 24 年度は 8 万 4 千 m³ を供給しています。</p> <p>今後は、エンドユーザーの意向に応じた県産木材の生産・供給が進むよう、供給側と需要側が連携して、どのような製材・加工施設が必要であるかの検討を行い、需要者のニーズに即した県産木材の供給体制の一層の強化を図るための支援を行っていきます。</p>	<p>くまなく進められるよう対策を講じる必要がある。</p> <p>△－B</p> <p>材木供給量の増加は評価できるが、安定供給体制の確立という、要請趣旨に対しては今後の動向を見極める必要がある。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>Ⅶ. 教育・子育て政策</p> <p>1. いじめ・自殺・不登校を防止し、児童生徒一人ひとりの心を大切にする教育環境を推進するため、学校教育における相談体制を充実させること。そのために小学校・中学校・高等学校等すべての校種においてスクールカウンセラー等の増員を図り、小学校も含めた全校配置の体制を整えるための関連予算を増額し、児童生徒が常時、相談できる体制の充実をはかること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>子どもたちは、授業や学級活動等の中で教員との相談の場はあるものの、学習成績などが関係して相談しにくい場合もある。こうした場合、子どもは、学校内の保健室や事務室、相談室などに勤務する大人との人間関係の中で、日頃の問題を相談する相手を探している場合がある。</p> <p>学校では学級担任のみならず、さまざまな視点をもつ専門職と共に、協力、連携しながら子どもの教育にあたることが求められている。そこで、県では子どもたちのニーズに応えるため、平成8年度から県独自で「さわやか相談員」の配置事業、平成13年度から文科省の補助事業として「スクールカウンセラー」の配置事業を進め、順次、全中学校や一部高等学校に配置され、不登校問題をはじめ様々な問題に関して多くの成果を出していることが報告されている。こうした経緯から小学校にも配置されれば、さらなる効果が期待できる。</p> <p>また、教育相談室は、子どもたちが教育相談を受ける上で中心的役割を果たす場であり、専門的知識</p>	<p>教育局 生徒指導課</p> <p>現在、さいたま市を除く全公立中学校、一部の高等学校、各教育事務所、県立総合教育センターにスクールカウンセラーを158人配置しております。</p> <p>平成24年度は、3週間に1回の訪問という中学校もありましたが、平成25年度は、最低でも2週間に1回は訪問できるようにスクールカウンセラーを増員して、より多くの相談に対応できるようにしました。</p> <p>さらに、中学校においては、教育相談室に相談員が常駐しており、スクールカウンセラーと連携しながら生徒の相談に当たっています。</p> <p>小学校においては、これらの中学校区内の相談員やスクールカウンセラーが学校の要請に応じて訪問できる体制になっております。</p> <p>高等学校においては、課題を抱える25校にスクールカウンセラーを配置し、それ以外の学校に対しては、各教育事務所に配置しているスクールカウンセラーが要請に応じて訪問できるようになっております。各事務所配置のスクールカウンセラーについては、勤務日数を週3日から週5日に増やす計画でおります。</p> <p>加えて、家庭と福祉機関等との調整を図るスクールソーシャルワーカーについても増員する計画でおります。</p> <p>今後も、小学校・中学校・高等学校等すべての校種における相談体制の充実に努めてまいります。</p>	<p>△-B</p> <p>スクールカウンセラーの増員はされているものの、常時、相談できる体制には至っていない。また、小学校への常駐体制も引き続き要請したい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性									
<p>や経験を持つスクールカウンセラーが各学校の教育相談室に常駐していることが望ましい。しかし、スクールカウンセラーは、2校、3校のかけもちが多く、1校あたり週に1日のみの勤務がほとんどであり、子どもたちの需要を十分に満たしているとはいえない。そうしたことからスクールカウンセラーに準ずる者の採用について、県議会で議論されている。</p> <p>児童生徒一人ひとりの心を大切にする環境をつくるには、児童生徒、教職員、保護者等の信頼関係を築き、維持し、タイミングを逃さず、適切かつ迅速な対応を行う教育相談の日々の積み重ねが重要である。</p> <p>2. 子どもを犯罪から守るため、多くの保護者や地域の住民が参加し見守る体制を整備するとともに、子どもが狙われにくい地域環境を整備すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県では5000を超えるわがまち防犯隊が組織され活躍しているが、全国的に登下校中に子どもが狙われる事件が後を絶たない。上尾市の陣屋町内会では住民約1500人で「自主防犯ボランティアの会」を組織して、登下校時や夜間の見守り・巡回を実施した結果、町内を管轄する交番管内で犯罪が減少している。登下校時に地域で見守っていることを目立たせる黄色いベストの着用や青色回転等を装備したパトロールカーによる通学路の巡回も実施し、子どもの見守り体制を整備している。また、狙われにくい環境整備として、空き地の草刈りや、見通しを</p>	<p>スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置状況</p> <table border="1" data-bbox="931 331 1809 630"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>スクール カウンセラー</td> <td>158人 (339,669千円※1) (2,918千円※2)</td> <td>187人 (333,989千円※1) (14,713千円※3)</td> </tr> <tr> <td>スクール ソーシャル ワーカー</td> <td>46人 (58,842千円※1) (3,384千円※2)</td> <td>56人 (58,815千円※1) (10,235千円※3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：いじめ・不登校対策相談事業 ※2：定時制高校生自立支援プログラム事業 ※3：課題を抱える生徒の自立を支援する共助プラン</p> <p>県民生活部 防犯・交通安全課</p> <p>県では、街頭犯罪や侵入盗、子どもに対する犯罪など、日常生活が営まれる場所で発生する犯罪が多発し、県民の暮らしを脅かすことを防ぐため、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」に基づき、犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを推進してきました。</p> <p>また、住民による自主防犯活動団体の拡大に努めた結果、団体数は5,800を超え、全国一の数を誇っています。</p> <p>これらの取組により、県内の犯罪情勢は着実に改善され、平成25年の犯罪認知件数は84,154件と、過去最悪であった平成16年に比べて53.6%の減少となりました。</p> <p>子どもを対象とした犯罪も年々減少しておりますが、犯罪の前兆とも捉えられる子どもに対する声掛け事案は近年増加しており、十分な警戒が必要となっております。</p> <p>このため、引き続き地域住民が参加し子どもを見守る体制を</p>		平成25年度	平成26年度	スクール カウンセラー	158人 (339,669千円※1) (2,918千円※2)	187人 (333,989千円※1) (14,713千円※3)	スクール ソーシャル ワーカー	46人 (58,842千円※1) (3,384千円※2)	56人 (58,815千円※1) (10,235千円※3)	<p>○－B</p> <p>自主防犯活動の団体数は全国一で、犯罪認知件数も減少しているが、近県で子どもが凶悪犯罪に巻き込まれた事件が発生していることから、引き続き見守り体制の強化を継続していく必要がある。</p>
	平成25年度	平成26年度									
スクール カウンセラー	158人 (339,669千円※1) (2,918千円※2)	187人 (333,989千円※1) (14,713千円※3)									
スクール ソーシャル ワーカー	46人 (58,842千円※1) (3,384千円※2)	56人 (58,815千円※1) (10,235千円※3)									

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>遮る木の伐採、落書きの消去、ゴミ拾いなど地域住民の目が行き届いていることを示すことも必要である。また、子ども自身も、異変を感じたらすぐに親や近所の大人に伝える習慣を身につけることも重要である。</p>	<p>整備するとともに、子どもが狙われにくい地域環境を整備してまいります。</p> <p>具体的には、地域住民による見守り体制を整備するため、自主防犯団体へのパトロール用品の配布や子どもの安全に係る防犯用具の整備等の事業を実施する市町村に対し、「防犯共助県づくり推進事業補助金」を交付し、ソフト・ハード両面から支援します。さらに、機動力・警戒力がより向上する青色防犯パトロール（青色回転灯を装備した車両による防犯パトロール）の普及・拡大を図り、自主防犯活動を強化します。このほか、「わがまち防犯隊レベルアップセミナー」を開催し、自主防犯活動の活性化と定着を支援します。</p> <p>また、子どもが狙われにくい地域環境を整備するため、県職員が自治会等へ出向いて犯罪発生状況や防犯の視点での地域づくり等を説明する「防犯のまちづくり出前講座」等を実施し、地域ぐるみでの清掃、落書き消し、見通しを確保する除草・樹木剪定など犯罪を寄せ付けない防犯のまちづくり活動を促進します。</p> <p>こうした取組により、子どもが安心して暮らすことができる安全な社会の実現を目指してまいります。</p> <p>教育局 保健体育課</p> <p>平成 24 年度の不審者被害の発生状況については、県内公立小・中学校、県立学校で 18 件でしたが、被害の多かった平成 16 年度の 66 件から比較すると激減しております。</p> <p>これは、平成 23 年度から全小学校に配置したスクールガードリーダーや学校安全ボランティア等による地域ぐるみの見守り活動や、県内すべての公立小・中学校で実施された防犯教室等による防犯意識、防犯能力を高める教育の充実によるものと考えます。</p> <p>しかし、本県及び近県においては、相変わらず不審者情報が</p>	

要 請 項 目	県 回 答	評 価 ・ 方 向 性
<p>VIII. 人権・男女平等政策</p> <p>1. 子育て世代の県民が安心して働くため、埼玉県5か年計画の待機児童削減の目標値を前倒し、速やかに保育所待機児童数「0」を達成すること。</p> <p><要請の根拠></p> <p>埼玉県の保育所待機児童は、902人であり4年連続で減少はしているものの、未だ千人近い人が保育所に預けられる日を待っている。横浜市では、市独自の基準を満たす認可外施設として横浜保育室や家庭的保育事業、幼稚園の預かり保育など多様な保育施設の拡充を進め、平成25年度保育所待機児童「0」を達成した。また、適切な保育サービスを紹介する専門相談員としての「保育コンシェルジュ」</p>	<p>複数確認されているため、過日、各市町村教育長、県立学校長あて、改めて児童生徒の安全確保についての通知を発出いたしました。</p> <p>通知では、地域安全マップの確認と再点検を行うとともに、児童生徒に「子ども110番の家」等を確認させ、万一の時には助けを求め逃げ込むこと、スクールガード・リーダー、スクールガード（学校安全ボランティア）、保護者等との連携を図り、登下校時間帯における子どもの見守り活動等、積極的な自主防犯活動の参加を依頼すること、下校時においては、できる限り複数人で帰宅させること、自分の身を守る安全行動について、発達の段階に応じて繰り返し指導を行うこと等、具体的な内容を記載して各学校に指導いたしました。</p> <p>今後も、児童生徒が、危険を予測し、安全に行動することができるよう、指導の徹底を図ってまいります。</p> <p>福祉部 少子政策課</p> <p>県では、「安心こども基金」を活用した認可保育所の整備をはじめ、家庭保育室の開設促進や幼稚園との連携など多様な保育サービスの提供により保育所待機児童の解消を促進しております。</p> <p>平成24年度までの5年間で約1万9千人分の保育サービス受入れ枠を拡大し、待機児童は平成25年4月現在で902人となり4年連続で減少しました。</p> <p>しかしながら、長引く景気の低迷、女性の就労意欲の向上により、認可保育所の入所申込者が年々増加していることから、平成26年度は5,500人分の受入れ枠を拡大させる予定です。</p> <p>さらに、保育サービス受入れ枠の拡大に伴い保育士の確保が</p>	<p>○ーB</p> <p>様々な取り組みを進めていることは評価できるが、待機児童の解消については子育て世代の関心は高く、今後の国や県の施策について進捗状況を注視し見極めたい。</p>

要 請 項 目	県 回 答	評価・方向性
<p>も待機児童解消の大きな推進力になっている。政府もこうした取り組みを広げようと「待機児童解消加速化プラン」を発表し、保育整備支援策を進めているので、埼玉県でも、必要な保育施設の整備や保育士の人材不足の解消に向けた施策などに取り組む必要がある。</p>	<p>困難になっていることから、平成 25 年度から「保育士・保育所支援センター」を埼玉県社会福祉協議会内に開設し、保育士の資格を持ちながら保育所で勤務していない潜在保育士の就職を支援しております。</p> <p>加えて、私立保育所に勤務する保育士等の処遇改善のため運営費を加算するとともに、保育の質の向上のため保育士等に研修を実施し、保育人材の定着をしております。処遇改善の加算については平成 26 年度も引き続き実施することや、平成 27 年度から施行される「子ども・子育て新制度」においても、処遇改善が十分図られる給付水準となるよう国へ要望しております。</p> <p>なお、国は地方自治体の待機児童解消のための取組を一層加速させるため、平成 25 年 4 月に待機児童解消加速化プラン(以下「加速化プラン」という。)を発表したところです。県では積極的に市町村に加速化プランへの参加を呼びかけ、30 市町が加速化プランに基づく計画に着手しております。</p> <p>県としては、これまでの保育所新設整備とともに、加速化プランの更なるメニューの導入支援を行い、今後も認可保育所を中心とした受入れ枠の拡大と保育人材の確保を図り、待機児童が「0」となるよう市町村とともに取り組んでまいります。</p>	